

国立天文台・天文情報センター・アーカイブ室 中桐正夫

**\*大正10年11月1日、大正11年11月1日付文部省職員録一その3(俸給表)一**

アーカイブ室新聞第669号に「大正10年11月1日、大正11年11月1日付文部省職員録一その1一」、第670号に一その2一という記事を書いた。今回はおもに大正11年の職員録について載っている当時の俸給表を取り上げたい。これは誰がいくらの給与を受けていたということを書くことが目的ではない。文部大臣がいくらもらっていたか、当時の帝国大学教授がいくらもらっていたかということは分かるなら差しさわりはないと考える。写真1が大正11年の文部省職員録に掲載されている俸給表である。

官名	俸給									
	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
高等官	8000	6500	5200	4500	3800	3400	3100	2700	2400	2100
判任官	5200	4800	4500	4200	3800	3400	3100	2700	2400	2100
局長	5200	4800	4500	4200	3800	3400	3100	2700	2400	2100
教授	5200	4800	4500	4200	3800	3400	3100	2700	2400	2100
技師	4500	4100	3800	3400	3100	2700	2400	2100	1800	1500

写真1 大正11年の文部省職員の俸給表

まず、高等官は年俸、判任官は月俸と書かれている。最近になって国立天文台に年俸制職員が採用されていることが思い浮かんだ。

この俸給表を見て、初めて高等官の範疇が分かった。上は大臣(年俸8000円)、次官(年俸6500円)、局長(年俸5200円)、そして次には帝国大学総長(1級年俸7000円、2級6500円)、官立大学学長(1級6000円、2級5500円、3級5200円)、続いて勅任技師(1級6000円、2級5500円、3級5200円、4級4800円)、維新史料編纂事務局長(年俸5200円)、次に任参事官(1級5200円、2級4800円)、官立大学教授(勅任)直轄諸学校長(1級5200円、2級4800円、3級4500円)が挙げられている。続いて細部にわたるが、参事官、秘書官、書記官、文部事務官、督学官、帝国大学教授、史料編纂官、図書事務官、図書監修官、学校衛生官、帝国大学書記官、帝国大学医学部附属醫院薬局長、北海道帝国大学附属大学予科土木専門部水産専門部教授、官立大学教授、官立大学助教授、官立大学予科教授、官立大学附属専門部教授、直轄諸学校教授、臨時教官用聖書教授、奉(?)任技師(1級4500円、2級4100円、3級3800円、4級3400円、5級3100円、6級2700円、7

級 2400 円、8 級 2000 円、9 級 1800 円、10 級 1600 円、11 級 1400 円、12 級 1200 円)、続いて、直轄諸学校長奉任タルモノ(盲学校長、聾啞学校長を除く)(1 級 4500 円、2 級 4100 円、3 級 3800 円、4 級 3400 円、5 級 3100 円)、東京盲学校長、東京聾啞学校長、師範学校長(1 級 3800 円、2 級 3400 円、3 級 3100 円、4 級 2800 円、5 級 2600 円、6 級 2400 円、7 級 2200 円、8 級 2000 円、9 級 1800 円、10 級 1600 円)、帝国図書館長、東京博物館長(1 級 4500 円、2 級 4100 円、3 級 3800 円、4 級 3400 円、5 級 3100 円)、維新史料編纂官、帝国大学事務官、帝国大学学生監、帝国大学司書官、官立大学事務官(1 級 3800 円、2 級 3400 円、3 級 3100 円、4 級 2700 円、5 級 2400 円、6 級 2000 円、7 級 1800 円、8 級 1600 円、9 級 1400 円、10 級 1200 円、11 級 1100 円)、帝国図書館司書官(1 級 3100 円、2 級 2700 円、3 級 2400 円、4 級 2000 円、5 級 1800 円、6 級 1600 円、7 級 1400 円、8 級 1200 円、9 級 1100 円、10 級 1000 円、11 級 900 円)、帝国大学助教授、直轄諸学校教授(1 級 3100 円、2 級 2800 円、3 級 2600 円、4 級 2400 円、5 級 2200 円、6 級 2000 円、7 級 1800 円、8 級 1600 円、9 級 1400 円、10 級 1300 円、11 級 1200 円、12 級 1100 円)とあり、東京天文台関係では帝国大学助教授までが高等官ということになるようだ。以下 1 行があり、判任官(これは月俸、1 級 160 円、2 級 135 円、3 級 115 円、4 級 100 円、5 級 85 円、6 級 75 円、7 級 65 円、8 級 55 円、9 級 50 円、10 級 45 円、11 級 40 円)となっている。

東京天文台には高等官官舎は 2 軒(1 号、3 号)、のちに 3 号は曳家で 2 軒に分割された。判任官官舎は 5 軒(2 号、4 号、5 号、6 号、7 号)あった。

判任官の下には、雇員、雇人、雇、庸人などという職種があった。これらの人の俸給は、当然ずいぶん低かったろう。

この俸給表に現れる金額が現在の貨幣価値でどの程度かの評価がなければあまり意味を持たないかもしれない。

東京天文台 1 号官舎には書生部屋、女中部屋があったから、帝国大学教授は書生を置き、女中がいたのであろう。筆者の父の叔父は東京教育大学(その頃は東京文理科大学?)教授であったが女中がいたそうだ。また、筆者の長兄は昭和 20 年に志願兵として出征し戦死したが、志願兵として出征する前に懸命に働き 2000 円の貯金があった、その 2000 円で家が建てられたが戦争から帰って建てつもりだったと父から聞いている。しかし、戦死し、戦後のインフレでその貯金は藻屑と消えた。

これらアーカイブ室新聞の記事にお気づきのことがあれば、編集者中桐にご連絡いただければ幸いです。中桐のメールアドレスは、[arcnaoj@pub.mtk.nao.ac.jp](mailto:arcnaoj@pub.mtk.nao.ac.jp)